

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外へ避難した申立人ら（父、母、子）について、申立人父が仕事のため平成23年5月に帰還した一方、平成23年4月に申立人子が避難先の県外の高校へ進学したため申立人母及び申立人子は同校卒業の平成26年3月まで避難の継続を余儀なくされたことから、申立人母及び申立人子に平成26年3月までの日常生活阻害慰謝料（基本分）、申立人母に平成23年5月から平成26年3月までの家族別離を理由とする月額3万円の日常生活阻害慰謝料増額分及び生活費増加費用（水道光熱費増加費用及び灯油代）が認められるとともに、申立人母の持病を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分、事故時南相馬市小高区で就労していた申立人母につき平成27年2月までの就労不能損害が認められた事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1（以下「申立人X1」という。）、申立人X2（以下「申立人X2」という。）及び申立人X3（以下「申立人X3」といい、総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（同記載の期間に限る）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙記載の損害項目（同記載の期間に限る。）に対する和解金として金802万5625円の支払い義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目（同記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立

人が記名押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年11月21日

(仲介委員 蓑毛 誠子)

## 別紙

令和〇年(東)第〇号

損害項目		期 間	金額
申立人 X1分	日常生活阻害慰謝料		H24.9.1～ H26.3.31 1,900,000
	日常生活阻害慰謝料(増額分)	家族別離	H23.5.1～ H26.3.31 1,050,000
	日常生活阻害慰謝料(増額分)	持病	H24.3.1～ H26.3.31 500,000
	生活費増加費用	水道光熱 費、灯油代	H23.5.1～ H26.3.31 213,500
	就労不能損害		H25.1.1～ H27.2.28 2,812,125
申立人 X2分	日常生活阻害慰謝料		H24.9.1～ H26.3.31 1,550,000
合 計			8,025,625